

第 6357 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 14日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 平成31年1月～3月裁決事例を公表

Q : 平成31年1月から3月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

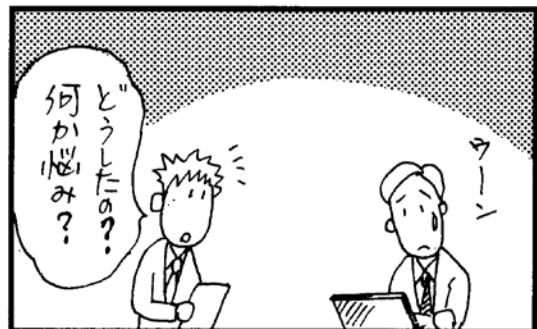
さきごろ、国税不服審判所から平成31年1月から3月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が2件、法人税法関係が2件、相続税法関係が1件、登録免許税法関係が1件、国税徴収法関係が2件の11件でした。

主なものには、次のようなものがありました。

【国税通則法関係】

この事案は、請求人の法人税等について、原処分庁が実際の取引がないにもかかわらず、恣意的な金額を各事業年度の材料仕入としたことは、隠ぺい又は仮想行為に該当するとして更正処分を行ったことが発端で、請求人は、材料仕入高の水増し計上については、過去の事業年度における仮装経理の「修正の経理」として行った旨を主張しましたが、審判所は、請求人が各事業年度等において、A社からの材料仕入高につき、実際とは異なる水増しした材料仕入高を帳簿書類に計上したことは、故意に事実をわい曲した仮装に該当するところ、当該行為は、税の賦課徴収を不能又は困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為に該当するというべきであるとして、請求人の主張を棄却しました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】